

総基料第101号
平成13年4月6日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長
金澤

光ファイバ設備との接続に関する当面の措置について
(平成12年12月21日郵電業第3135号の3関連)

光ファイバ設備との接続については、平成12年12月21日に暫定的な接続について措置を求めていたところ、同26日に貴社より報告があり、順次接続が進められているところ、今般光ファイバ設備との接続に関して電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令及び接続料規則の一部を改正する省令が公布され、そのルール整備が行われることとなった。

今般の省令改正に関しては、平成13年3月16日に情報通信審議会から適当である旨答申があったところ、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されている。これについては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を報告されたい。

なお、「接続料の算定に関する事項について」(平成11年8月31日郵電業第101号)記4、「『通信用建物等への接続事業者の設備設置(コロケーション)に関して講すべき措置について』及び『DSL(デジタル加入者線)の普及促進及びMDF(主配線盤)等における接続について』に関する追加的に講すべき措置について」(平成12年11月20日郵電業第3114号の2)、「IP通信網サービス実施に伴い講じられる措置について」(平成12年6月30日郵電通第3042号)別紙1②及び「光ファイバ設備の接続について」(平成12年12月21日郵電業第3135号の3)はこれを廃止する。

記

- 1 光ファイバ設備との接続にあたって、接続事業者の選択により、貴社が保守・試験用の波長を占有することなく、その接続に応じることを貴社の接続約款上明記すること
- 2 光ファイバ設備に関して、所要の総務大臣の告示が定められるまでの間、次の情報の開示を行うこと(このうち少なくとも①(i)(ii)③(i)は無

償で開示すべきと考えられる。)

① 伝送路、装置の種類及び材質に関する次の事項

- (i) 光ファイバの種類（シングルモード・マルチモードの別、波長等）
- (ii) コネクタの種類
- (iii) 光ファイバの経過年数
- (iv) 光ファイバの伝送損失

② 建物内の状況に関する次の事項

- (i) 未利用の主配線盤の位置（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）
- (ii) 主配線盤の全端子数及び未利用の端子の数（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）

③ 端末系伝送路設備の状況に関する次の事項

- (i) 光ファイバ設備が提供可能なエリア

④ 中継系伝送路設備の状況に関する次の事項

- (i) 未利用の光ファイバ設備の距離
- (ii) 未利用の光ファイバ設備の芯数

⑤ 今後敷設する伝送路に関する次の事項

- (i) 光ファイバ設備の敷設計画

(答 申)

平成13年1月31日付け諮問第1003号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. 本件のうち、電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便性の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備の指定については、諮問書の指定案を次のとおり修正した上で指定することは適当と認められる。

(1) 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分けの機能を有するルータ及びこれと相互に対向するルータを指定電気通信設備とすること

(2) 「接続を請求する電気通信事業者がDSLAM、スプリッタをコロケーションすることができない場所」に設置されるDSLAM、スプリッタを指定電気通信設備とすること

2. 本件のうち、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正及び接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正については、諮問書の案を各々次のとおり修正した上で改正することは適当と認められる。

(1) 指定電気通信設備に追加される地域IP網がアンバンドルされるべきこと

(2) 光ファイバ設備等に関して総務大臣の告示するところにより情報開示を行う手続きが接続約款に規定されるべきこと

(3) NTT東日本・西日本が現に設置する屋内配線の提供に関するルールが接続約款に規定されるべきこと

(4) ルータにより通信の交換を行う機能を当分の間網機能提供計画の対象外とすること

3. 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において以下の措置が講じられるよう配慮することを要望する。（各々括弧内は別添において対応する当審議会の考え方。）

(1) 光ファイバ設備との接続にあたって、接続事業者の選択により、NTT東日本・西日本が保守・試験用の波長を占有することなく、その接続に応じることを両社の接続約款上明記することを両社に求めるここと（考え方4）

(2) 光ファイバ設備に関して、総務大臣の告示が定められるまでの間、NTT東日本・西日本に対して次の情報の開示を求めるここと（このうち少なくとも①(i) (ii) ③(i) は無償で開示すべきと考えられる。）（考え方11）

① 伝送路、装置の種類及び材質に関する次の事項

(i) 光ファイバの種類（シングルモード・マルチモードの別、波長等）

(ii) コネクタの種類

(iii) 光ファイバの経過年数

(iv) 光ファイバの伝送損失

② 建物内の状況に関する次の事項

(i) 未利用の主配線盤の位置（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）

(ii) 主配線盤の全端子数及び未利用の端子の数（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）

③ 端末系伝送路設備の状況に関する次の事項

(i) 光ファイバ設備が提供可能なエリア

④ 中継系伝送路設備の状況に関する次の事項

(i) 未利用の光ファイバ設備の距離

(ii) 未利用の光ファイバ設備の芯数

⑤ 今後敷設する伝送路に関する次の事項

(i) 光ファイバ設備の敷設計画

(3) 今回の省令改正により措置されたものの他、手続や標準的期間等の、光ファイバ設備との接続に関するルール整備について、早急に取りまとめて措置すること（考え方12）

(4) 今後の競争動向、技術革新の動向やNTT東日本・西日本のネットワークのオープン化の進展等の状況の推移を踏まえて、その動向如何によってはルータを指定電気通信設備から除外することやルータをアンバンドルすることが想定され得ることも念頭に置いて、来年を目途にルータの扱いについて検討すること（考え方25）

(考え方4)

本件に関しては、NTT東日本・西日本より別紙1(略)のとおり考え方が示されており、保守・試験用の波長をNTT東日本・西日本が利用しない場合についても利用可能となるよう措置すべきと考えられ、その旨を接続約款上も明記することが適当と考えられる。

(考え方11)

光ファイバ設備に関する情報開示としては、既に「DSL(デジタル加入者線)の普及促進及びMDF(主配線盤)等における接続について」(平成12年7月31日郵電技第3011号)記3で求めているもの他、最低限次の情報の開示が必要と考えられる。(このうち少なくとも1.(1)(2)3.(1)は無償で開示すべきと考えられる。)

1. 伝送路、装置の種類及び材質に関する次の事項

- (1) 光ファイバの種類(シングルモード・マルチモードの別、波長等)
- (2) コネクタの種類
- (3) 光ファイバの経過年数
- (4) 光ファイバの伝送損失

2. 建物内の状況に関する次の事項

- (1) 未利用の主配線盤の位置(電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。)
- (2) 主配線盤の全端子数及び未利用の端子の数(電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。)

3. 端末系伝送路設備の状況に関する次の事項

- (1) 光ファイバ設備が提供可能なエリア

4. 中継系伝送路設備の状況に関する次の事項

- (1) 未利用の光ファイバ設備の距離
- (2) 未利用の光ファイバ設備の芯数

5. 今後敷設する伝送路に関する次の事項

- (1) 光ファイバ設備の敷設計画

なお、情報開示の内容に関しては、コロケーション及びDSL回線に関する情報開示内容の見直しについて3月末までに行われる予定のNTT東日本・西日本からの報告等も踏まえて早急に情報開示の内容を確定させる必要がある。

おって、省令案は上記を踏まえ、又、情報開示については総務大臣の告示するところによることとして改める必要がある。

(考え方 12)

光ファイバ設備との接続に関するルール整備について、総務省において早急に取りまとめて措置する必要がある。

(考え方 25)

1. NTT 東日本・西日本の地域 IP 網は、収容局に設置しているルータ (RAS) からバックボーンを挟んで中継局のルータ (以下、設置場所如何に関わらず一体として便宜上「終端ルータ」という。) へ交換し、終端ルータにおいて ISP 等事業者の設備への振り分けを行うことで通信を行っている。
2. 指定案では収容局のルータを指定電気通信設備に含める一方で終端ルータを中継局に設置する場合については対象外としている。しかしながら、①これらルータはバックボーン伝送路と一体として接続事業者の設備への振り分けの役割を果たしており、接続の円滑化のために中核的な機能を担っていること、又、②これらが一体として機能することで安価なバックボーン機能を実現していることから考えると、指定電気通信設備としての指定は、これらを一体として行う必要がある。
3. 但し、ルータを指定電気通信設備から除くべきとする意見の主な論拠は、網機能提供計画の届出・公表を工事開始の 200 日前までに行わなければならなくなると新技術の早期導入による新規機能及び新サービスの早期提供に支障が出ることが懸念されることにあることから、この点にも配慮する必要がある。網機能提供計画の制度については「接続ルールの見直しについて」の諮問において検討が行われている途中にあり、上記検討が終了するまでの間は当分の間、ルータを網機能提供計画の対象外とするよう措置することが適当と考えられる。
4. 地域 IP 網の収容局における接続については、平成 11 年 11 月のフレッツ ISDN サービスの試験役務提供開始以来 1 年余に亘って実績がなく、その改善を要望する意見が寄せられている。実績のなかった大きな要因は、ISMへの接続を 1 ユニット毎に 1.5 Mbps 単位の局内伝送路（本年 2 月迄 1 回線月額 31,000 円）を介して行う形態に制限してきたところにあると見られる。
5. これについての改善策として収容局ルータのアンバンドルが省令改正案において提案されているが、NTT 東日本・西日本は意見 25-2 において、

I 光ファイバ設備のアンバンドル

(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(第23条の4第1項の改正)、接続料規則の一部を改正する省令案(第4条の表1の項、6の項及び第17条の改正)

【電気通信事業法施行規則改正案】

第23条の4第1項

法第38条の2第3項第1号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

二 指定市内交換局において設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

- イ 電気信号の伝送に係るもの
- ロ 光信号の伝送に係るもの

(中略)

八 指定中継交換局において設置される光信号の伝送に係る主配線盤

意見	考え方
意見1 CTFを標準的接続箇所とすることを歓迎。	考え方1
<p>○ 市内局・中継局のCTFを標準的接続箇所に追加することについては適當と考える。 (レベルスリー)</p> <p>○ 接続約款の認可の基準として、指定市内交換局および指定中継交換局の主配電盤における光ファイバの接続が追加されることを歓迎いたします。本施工規則の改正にもとづき、接続事業者がNTT東日本・西日本のダークファイバと接続する場合の技術的条件および接続事業者が情報開示を受ける手続きが早急にNTT東日本・西日本の接続約款に記載されることを希望します。 (アッカ)</p> <p>○ 今回の省令により、端末ダークファイバ及び局間ダークファイバがアンバンドルされて、指定電気通信設備となることを大変歓迎いたします。</p> <p>弊社は平成12年4月よりDSLサービスを開始しておりますが、端末回線が開放されても局間ダークファイバがないために、局間はNTT東西及びNTTコミュニケーションズの提供する局間回線サービスに依存せざるをえない状況となっています。</p> <p>今回の省令改正案は、端末ダークファイバはもちろんのこと、局間ダークファイバの開放により、弊社によるブロードバンドサービスに対応した柔軟なトラヒックコントロールが可能になり、利用者のニーズにあったサービスを提供できるため、大変意義があります。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 光ファイバのアンバンドルについて 全面的に賛成いたします。</p> <p>光ファイバ設備についてNTT地域会社が各事業者に同一条件で貸し渡すことは公正競争を担保する上で非常に重要な措置であり、今般法令により光ファイバ設備の利用条件が明確化されることで、各事業者が光伝送路を利用して柔軟なサービスを計画することが容易になります。</p> <p>(EditNet)</p>	――
意見2 餌線点、RT、管路、とう道等でもアンバンドルすべき。	考え方2
○ 将来、NTT東西による光化が進み、DSLをき線点に設置す	現時点では頭在化していないが将来に見込

ることも考えられることから、ダークファイバの接続箇所は CTF に限らず、き線点、RT、管路、どう道でも可能となるよう要望いたします。

(イー・アクセス)

- ③ アンバンドルされる区間は、中継伝送路と端末系伝送路の 2 区間で、接続箇所も 2 点のみに制限されており、他の区間（例えば、マンホール-マンホール間等）または接続箇所での開放がなされておらず、他事業者が柔軟にネットワーク構築することができなくなっています。欧米では、全てのネットワーク要素のアンバンドルが法律で義務付けられております。アンバンドル区間を制限することは、事業者のネットワーク構築を規制することになるため、全区間の光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべきと考えます。

(中略)

尚、米国では、通信法第 251 条にて既存通信事業者は非差別にネットワーク要素へのアクセスを提供する義務を規定し、第 3 条にてネットワーク要素につき設備、装置、設備の特質、機能、容量と定義しております。米国の新規参入事業者には、通信事業に必要な殆どの設備を既存通信事業者からアンバンドル要素として借用している事業者も存在しております。

米国でのアンバンドリング対象要素

- ① 銅線、ダークファイバー、大容量回線、構内配線
 - ② サブループ（ループの一部）
 - ③ ネットワークインターフェース装置（ループ装置と構内配線を接続する装置）
 - ④ 市内回線交換機（増幅、圧縮装置も含む）
 - ⑤ 局間伝送装置（ダークファイバーを含む）
 - ⑥ STPs (Signaling Transfer Points), CRD (Call-Related Databases)への接続（回線情報、フリーダイヤル、ポータビリティ、運用サービス、先進インテリジェントネットワーク等のデータベース）
 - ⑦ 運用サポートシステム（オーダー、供給、保守、復旧、Billing 機能、全てのループ品質情報へのアクセス）
(MC Iワールドコム)
- 局外の任意区間においても、技術的に接続可能な設備（クロージャー、PD 盤等）を介することにより接続は十分可能となるため、本規則において規定していただきたいと考えます。
(KDDI)

まれるというアンバンドル需要については、それが標準的なものとすべきという判断ができるように見極めができるようになった時点で、標準的接続箇所として追加するかどうかの判断を行うべきである。

【接続料規則改正案】

第 4 条

一 端末回線伝送機能

光信号端末回線伝送機能

六 中継伝送機能

光信号中継伝送機能

意見	考え方
意見 3 ダークファイバが機能に追加されることを歓迎。	考え方 3
○ 今回の省令改正により、端末ダークファイバ、局間ダークファイバが接続機能に追加され、適正な接続料が算定されるようになることを歓迎いたします。 (イー・アクセス)	—

<p>意見4 NTT東日本・西日本の保守・試験用の波長の占有は、これを必須の条件とすることは禁止すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、NTT地域会社が提示しております光ファイバ設備のアンバンドルの暫定条件は、真の光ファイバのアンバンドルではないと考えます。つまり、他事業者が、NTT地域会社の光ファイバ設備のアンバンドル適用を受ける際には、以下のような制限が設けられております。 <p>① NTT地域会社は、アンバンドル用光ファイバ設備に保守・試験用に一部の波長を利用しており、実質的には光ファイバ設備のアンバンドルではなく波長貸しとなっており、他事業者によるWDM等の最新設備を利用したネットワーク構築が大変困難になっております。また、保守料金の負担が他事業者に課されております。本来の光ファイバ設備のアンバンドルは、ネットワークの一要素を他事業者に利用させるという性質・趣旨上、NTT地域会社による波長を用いた保守・試験の必要性は無いと考えます。急速に通信容量が増大している環境の中で、帯域の制限された光ファイバは、効率的な幹線ネットワークのための他事業者による利用を極端に制限することになります。よって、NTT地域会社の保守・試験用の波長の占有は、これを必須の条件とすることは禁止すべきであり、保守についてもその利用を条件づけることは撤廃すべきと考えます。</p> 	<p>(MC I ワールドコム)</p> <p>本件に関しては、NTT東日本・西日本より別紙のとおり考え方方が示されており、保守・試験用の波長をNTT東日本・西日本が利用しない場合についても利用可能となるよう措置すべきと考えられ、その旨を接続約款上も明記することが適当と考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東西は、専用線等のサービスにおいて、SM1.3μmのファイバの場合、1.55μmを試験波長として使用しているため、加入者側には1.55μmの波長帯が使用できないようにフィルタをかけていますが、フィルタのかかったダークファイバは、波長帯域が制限されるためWDM装置の利用にも大きく影響すること、又、ダークファイバの相互接続では事業者間接続となるため、接続事業者がフィルタの有無を接続事業者の判断で選択できるように強く要望いたします。 <p>今後、ブロードバンドに対応するためNTT東西もWDMを導入せざるを得ないと思われますが、接続事業者にはフィルタをかけて、NTT東西自ら使用する段階になつたらフィルタをはずすなど、公正有効競争上問題があるような行為は行ってはならないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見5 ドライカッパとダークファイバの分計等を適正に行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の接続会計では、メタルと光の分計がなされておらず、NTT東西が作成した光：メタル=10.02:1という換算係数を使用しており、その係数算定の根拠はありません。平成13年2月7日のNTT東西より提出された接続約款の再意見書でもメタルと光は明確に分計されておりません。NTT東西に問い合わせてもさらに詳しい説明を拒否されています。メタルと光はNTT東西の会計データとして減価償却費も別々に算定されていることから、メタルと光を分計して適正な算定をしていただけるよう要望いたします。 <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、ドライカッパは端末回線伝送機能として電話と同じ接続料が設定されていますが、DSLでサービス可能な範囲がほぼ4km程度までということから、ドライカッパの接続料として4K 	<p>考え方5</p> <p>光ファイバ設備とその他の伝送路設備については、各々適正な分計に基づいて接続料が設定される必要がある。</p>

m以内までの接続料を設定していただけるよう要望いたします。

実際、メタル回線が長距離の場合はNTT東西の適合性確認で「否」となることから、電話より安いコストが適正だと考えます。
(イー・アクセス)

【接続料規則改正案】

第17条 第4条の表一の項、三の項、六の項（中継伝送共用機能を除く。）、六の二の項及び七の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、回線容量にあっては少なくとも1,536キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあっては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

意見	考え方
意見6 光ファイバ設備の接続料が芯線数毎に細分化されて設定されることは適切。	考え方6
<ul style="list-style-type: none">○ 光ファイバの接続料が光信号端末回線伝送機能および光信号中継伝送機能として定義され、芯線数ごとに各々細分化して設定されることは、適切であると考えます。 (アッカ)○ ダークファイバの接続料の設定については芯線ごとの単位で設定していただけるよう要望いたします。 (イー・アクセス)○ ダークファイバの接続料の単位については下記の単位で設定していただけるよう要望いたします。 端末ダークファイバ：[円／芯・月] 局間ダークファイバ：[円／芯・m・月] NTT東西からは、ダークファイバで提供できない場合、帯域や波長の提供も検討しているということを言われています。今後、帯域や波長で接続も可能性としてあることから、回線容量にあっては1,536kb/s以下に特定することなく、システム容量ごと（155Mb/s、600Mb/s、2.4Gb/s、波長単位）でも接続料の設定が可能となるよう要望いたします。 (イー・アクセス)	――

その他	
意見7 今後のITの普及のために、接続料は可能な限り低廉なコスト算定を行う必要がある。	考え方7
<ul style="list-style-type: none">○ 今後のITを普及させるためには、ユーザ料金を可能な限り低廉化する必要があると考えております。従って、実際費用方式で算定する場合でも、既存インフラ（管路等）を利用することによるインフラ投資コストを極力除く算定方法、将来需要を見込む算定方法等により、可能な限り低廉なコスト算定を行う必要があると考えます。 また、長期増分費用方式の導入については、非効率性排除のインセンティブを働かせるためにも、今後の市場や「IT戦略会議」での議論を踏まえ、市場動向にあったモデル（ロジック）を作成する必要があると考えます。 (KDDI)	光ファイバ設備に係る接続料等の算定にあたっては、その需要の伸び等を勘案して、将来需要を見込む方法等、隨時適切な算定方法が工夫される必要がある。
意見8 アンバンドル料金をコストベースで定めるべきこととして明確化すべき。	考え方8
○ アンバンドルするための料金について	接続料は平成7年以来（法定は平成9年）

アクセス市場において、参入事業者はNTT地域会社へ依存せざるをえず、そのための調査料及び接続料の支払いが予定されています。しかし、その料金内容について、根拠が不明確であり、事業者が事業を進める上でのコスト計算に支障をきたす恐れがありますので、早急な対応が必要と考えます。

このことは、事業者が提供する料金にも影響し、NTT地域会社との競争において、大変に不利な状況であり、またサービスを受ける消費者にとっても不幸なことであると同時に競争原理が働かない市場になってしまいます。このコストの根拠を明確にすることが、必要です。すなわち、料金回収等手続費のルール化(原価主義の明確化)同様、コストベースで定めるべきこととして明確化すべきであります。

(IPレボルーション)

コストベースで定めるべきことが明確化されている。

意見9 NTT東日本・西日本からIRU契約を押し付ける権利はないことを確認したい。

考え方9

○ 光ファイバのアンバンドルにかかる省令の改正までの間東西NTTが暫定的に定めた光ファイバ設備の接続条件を公表しているNTTのホームページには、(注)として「IRU契約により提供することもあります」という記載がある。電気通信事業法第38条の規定で、正当な拒絶理由がある場合を除いて、第一種電気通信事業者には他事業者からの相互接続の要望に応じなければならない義務がある。したがって、IRU契約によって東西NTTが他事業者に光ファイバ設備を提供するのは他事業者からその旨希望があった場合に限り、他事業者側から相互接続の要望がある場合には、東西NTT側からIRU契約を押し付ける権利はないことを確認していただきたい。

(レベルスリー)

NTT東日本・西日本は第一種電気通信事業者であり、電気通信事業法第38条により原則として接続の請求に応じる義務があり、これを拒否したり、相手側の同意を得ずにIRU契約を締結することができないことは勿論である。

従って、両社の光ファイバ設備の利用について、接続を行うのかIRU契約によるのかは、接続を請求する事業者の選択によることになる。

意見10 設備を設置して接続を行う義務に関して確認したい。

考え方10

○ NTT東西地域会社は、競争下で構築が進められている光ファイバ設備について、市場におけるワンプレイヤーとして、限られた投資の中で最大限光化を推進していく所存であり、その中で当社の光サービスの提供エリアにおいてはユーザと他事業者からの利用要望を同等に扱っていく考えですが、画一的な義務化により、接続のために新たに設備設置をすることについては、経営に与える影響が大きく、また設備投資インセンティブを削ぐことになりかねないことから、「光ファイバ設備が存在しない場合には義務はないと考えることが妥当」との一次答申の考え方賛同いたします。

『接続ルールの見直しの1次答申』の中で、“光ファイバ設備が存在しない場合の接続の為に設置する義務”的記載があるにも関らず、今回の省令等の改正案では当該規定に対応する箇所がありません。光ファイバの設備が存在しない地域での接続要望について、電気通信事業法第38条第3号、同法施行規則第23条第2号の理由により、接続要望に対して弊社が設備が設置して対応する義務がないことを確認させていただきたいと考えます。また、これは光ファイバ以外の電気通信設備に対しても同様の解釈となることもあわせて確認させていただきたいと考えます。

(NTT東日本・西日本)

光ファイバ設備を含めてNTT東日本・西日本の設置する電気通信回線設備については、電気通信事業法施行規則第23条第2号により、当該回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である場合に接続の請求を拒否できるが、これにあたらない場合は原則として設置・改修により接続の請求に応じなければならない。

II 光ファイバ設備に関するルール整備

(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(第23条の4第2項の改正))

【電気通信事業法施行規則改正案】

第23条の4第2項

法第38条の2第3項第1号ニの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

- (1) 指定電気通信設備である光信号伝送用の回線の敷設状況に関する情報の開示を他事業者が受ける手続
- (2) 接続協定の締結及び解除の手続

ロ 接続の請求の日から接続の開始の日までの標準的期間

意見	考え方
<p>意見11 光ファイバ設備の敷設状況等に関して、他事業者がNTT東日本・西日本から情報開示を受ける手続を接続約款に規定するのは適当。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 光ファイバ設備の敷設状況に関して、他事業者が東西NTTから開示を受ける手続を接続約款に規定するのは適当なことである。ただし、東西NTTは敷設状況を詳細に示すマップや敷設計画、及び他事業者が情報を得るまでの最長の期間といった情報も開示すべきであり、この点について省令で規定すべきである。また、この施行規則案の規定だけでは、この手続に費用がかかるのか、かかるとすればその具体的な費用とそれを算定する方法がどうなるのか不明である。他事業者がこのような手続費用を請求されるとすれば、それはコストベースであるべきなので、この点を施行規則案に盛り込む必要がある。 (レベルスリー)</p>	<p>光ファイバ設備に関する情報開示としては、既に「DSL(デジタル加入者線)の普及促進及びMDF(主配線盤)等における接続について」(平成12年7月31日郵電技第3011号)記3で求めているものの他、最低限次の情報の開示が必要と考えられる。(このうち少なくとも1.(1)(2)3.(1)は無償で開示すべきと考えられる。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伝送路、装置の種類及び材質に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 光ファイバの種類(シングルモード・マルチモードの別、波長等) (2) コネクタの種類 (3) 光ファイバの経過年数 (4) 光ファイバの伝送損失 2. 建物内の状況に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 未利用の主配線盤の位置(電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。) (2) 主配線盤の全端子数及び未利用の端子の数(電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。) 3. 端末系伝送路設備の状況に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 光ファイバ設備が提供可能なエリア 4. 中継系伝送路設備の状況に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 未利用の光ファイバ設備の距離 (2) 未利用の光ファイバ設備の芯数 5. 今後敷設する伝送路に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 光ファイバ設備の敷設計画 <p>なお、情報開示の内容に関しては、コロケーション及びDSL回線に関する情報開示内容の見直しについて3月末までに行われる予定のNTT東日本・西日本からの報告等も踏まえて早急に情報開示の内容を確定させる必要がある。</p> <p>おって、省令案は上記を踏まえ、又、情報開示については総務大臣の告示するところに</p>
<p>○ (a) 上記の通り、光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示の手続を省令において明確に規定することは大変意義のあることと考えます。これについては、既設ケーブルのみでなく、将来的な新設計画についての情報開示についてもあわせて接続約款に規定していただくよう要望致します。 (b) また、ダークファイバの標準的な接続箇所となる「CTFの局舎内位置に関する情報」についても、開示していただく必要があると考えます。</p> <p>現在、暫定的なアンバンドルの実施におけるダークファイバの提供に関して、CTFから局内側の局内ケーブルについては他事業者設備としております。その際、他事業者が接続計画を策定するにあたって、位置・ケーブルルートに関する事前情報が必要になると考えられるためです。 (JT)</p>	
<p>○ 東西NTT地域会社の管理部門から見て、利用部門もしくはNTT関連会社と他事業者との間で不当な差別的取扱いとならない場合には、詳細な情報開示が必要と考えます。例えば、以下のA~Eまでについては、最低限開示していただきたいと考えます。</p> <p>A. 光ファイバ(経過年数、ファイバの種類(シングルモード、マルチモード、波長等)) B. NTT局内(接続可能なCTF及び空き端子数、コロケーション場所の空き情報)</p>	

C. 局間における光ファイバ（各局毎におけるファイバの空き芯線数、空き芯線のルート情報）

D. 足回り部分における光ファイバ

・メタルと光を組み合わせる場合（ハイブリッド方式）は、光ファイバ終端部分（き線点）の住所情報

・ユーザ宅まで敷設している場合（PON方式）は、ユーザ宅の住所等

E. 今後敷設するファイバ計画情報について（接続開始時期、接続点、技術開示等）

（KDDI）

○ NTT東西は局間区間の調査や、各局間区間についてのダークファイバの有無を調査するだけでも数ヶ月と要しており、費用も相当かかります。それらの時間や費用はNTT東西のデータ整備のための要したものか、弊社の利用調査のための要したものかも明確ではなく、調査費用の請求を要請しても詳細を提出していただけない状況です。

今後、NTT東西の光ファイバが迅速に提供されるよう、コロケーション・ルールと同様に、NTT東西が所有の光ファイバについて以下の項目について事前に情報開示をしていただけるよう要望いたします。

- 利用可能な区間、およびその区間での距離、芯数、ファイバの種類、コネクタの種類、伝送損失、接点数、CTF成端場所（フロア図面）
- 現在開示されているのは主に加入者回線の収容局のみであるため、中継回線の場合は、局名及びその住所
(イー・アクセス)

意見12 ダークファイバとの接続に関して、接続請求への回答内容の確認や、接続に関する標準的期間についてルール整備が必要。

ることとして改める必要がある。

考え方12

○ 電気通信事業法施行規則23条第2号を根拠として、東西NTTが光ファイバ設備が存在しないために接続に応じられないと回答した場合には、接続要求をした事業者がその回答内容を確認することが認められるべきであり、その手続について接続約款に規定すべきだ。

（レベルスリー）

○ 弊社とNTT東日本のダークファイバに関する協議は、平成12年12月26日のNTT東西による「光ファイバのアンバンドル提供条件（暫定）」公表後でも接続まで2ヶ月以上の時間がかかることがあります。その主な要因は、NTT東日本が局間の光ファイバの区間や設備量について管理をしていなかったこと、ダークファイバの申込み様式を途中で変更したうえに、その変更した様式では受け付けなかったこと、申請を受付けてから調査開始までの期間が長いこと、があげられます。

（イー・アクセス）

○ 回線情報の開示に加えて、調査が公正に行われているかどうかを確認できるようなルールの明確化をお願いいたします。

弊社が既に要望した一部の区間では「不可」の回答をいただいておりますが、ダークファイバがない区間については利用中あるいは利用予定の芯線の使用用途を明確にしていただくこと、或いは、予備芯線の適正比率についての議論などのルールの整備を強く要望いたします。

光ファイバ設備との接続に関するルール整備について、総務省において早急に取りまとめて措置する必要がある。

（イー・アクセス）

- ダークファイバの線路利用調査やPOI調査は、従来のコロケーションのPOI調査と違って、電源や荷重などの調査が不要でありCTF間の接続やCTF～コロケーション設備までの接続という簡単な調査であるため、1週間以内で回答すべきと考えます。

また、NTT東西が専用線サービスを提供する際は最短1週間、長くとも1ヶ月半で提供できることから、NTT局舎内の工事をNTT東西に委託したとしても最長1ヶ月半で接続可能とすべきと思います。ダークファイバの場合は装置の設定など必要ないことから、NTT東西に工事を委託したとしても、専用線よりさらに短い期間で接続が十分可能と理解しております。

(イー・アクセス)

- ⑤ アンバンドルされた光ファイバ設備について、NTT地域会社から移設等の通知があった場合は、他事業者で正当な理由の判断ができないまま、一方的に移設等を強いられることになっております。よって、移設等の理由が道路管理者の指示のようなやむをえない場合を除き、移設等の条件については、少なくとも事業者間協議により決定すべきことを規定すべきと考えます。

(MC Iワールドコム)

意見13 光ファイバ設備の接続の拒否にあたり、その理由を明示することを義務付けるべき。

考え方13

- ④ NTT地域会社に光ファイバ設備の事前照会をお願いし、拒否の回答がなされる場合には、その理由の明示が義務となっておらず、電気通信事業法上の相互接続の拒否に該当するか否かの判断ができなくなっています。よって、NTT地域会社が拒否をする場合は、その理由を書面にて回答する義務を規定すべきと考えます。

(MC Iワールドコム)

接続の拒否に際してNTT東日本・西日本がその理由を書面で回答することは既に平成13年2月に接続約款上明記されている。

【電気通信事業法施行規則改正案】

第23条の4

- 2 法第三十八条の二第三項第一号ニの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

二 他事業者が接続に必要な装置（指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が設置する指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含む。以下この号及び次号において同じ。）を指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物、管路及び道に設置する場合における次の事項

意見	考え方
意見14 指定電気通信設備との間接的な接続にもコロケーションルールを適用する措置は適切。	考え方14
○ 指定電気通信設備との間接的な接続については、たとえ非指定電気通信設備を介していようとボトルネック設備との接続に違いはないので、コロケーションルールを適用する措置も適切なことだと考える。 (レベルスリー)	――
意見15 コロケーションのルールに関して更なる改善を要望する。	考え方15
○ 一般的に、接続事業者がNTT東日本・西日本の光ファイバ設備に接続を行う場合には、NTT東日本・西日本の通信用建物への通信用設備のコロケーションを伴います。コロケーションに関しては、昨年の電気通信事業法施行規則の改正やNTT東日本・西日本に対する行政指導により、その円滑な実施に向けて状況が	コロケーションのルールは不断の見直しにより必要に応じて改善されていくべきものであり、具体的な指摘があればこれに対処していく必要がある。

徐々に改善されているところであります。しかしながら、依然としてNTT東日本・西日本の接続事業者の接続申し込み手続きや接続工事への対応は公正取引委員会がNTT東日本・西日本に対して警告あるいは、口頭注意を実施しているように満足できる状態ではありません。今後、円滑な光ファイバ設備等への接続が実施されるためにもコロケーションの手続き、費用負担等のルールに関しても、更なる改善が実施されますよう要望致します。

(アッカ)

意見16 コロケーションの義務化が必要。

○ コロケーションについて

光ファイバ設備のアンバンドルは、コロケーションなしでは現実的ではありません。よって、義務化が必要であると考えます。これは、設備の有効利用をはかる上でも重要なことであり、またNTT地域会社がいつ使用するかわからないにもかかわらず、自らのブロードバンド用にスペースを確保するために、参入事業者に開放しないのであれば、公正な競争が促進されません。

インターネットが社会基盤の中で重要度が増している中、このような硬直的な対応をしていたならば、安全なインターネット環境にあるとは言えません。

(IPレボルーション)

考え方16

コロケーションの義務は電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成9年11月郵政省令第81号）により既に制度化されている。

※ 屋内配線に関するルールについて

意見

意見17 NTT東日本・西日本が光ファイバを保有する利用者ビル屋内配線区間について、NTT東日本・西日本が提供する形態が可能となるように規定すべき。

○ ユーザービル内の提供終端点について、他事業者の指定が可能となるよう規定すべきであると考えます。具体的には、現在、暫定的なアンバンドルの実施における加入者区間のダークファイバ提供においては、提供終端点は1次PD盤とされております。しかしながら、NTTが光ファイバーを保有する屋内配線区間にについては、保守・運用の観点からも2次PD盤を含めて提供区間とすべきであると考えます。

(JT)

考え方

考え方17

NTT東日本・西日本の端末系伝送路設備との接続を円滑に行うために必要な、現に設置されている屋内配線についてその提供を義務付け、そのルールを整備する必要は認められることから、電気通信事業法施行規則第23条の4第2項においてこの関連の規定を設けることが適当と考えられる。

意見18 利用者宅内の工事を行うときに他事業者と同様に自前工事を可能とすべき。

考え方18

○ NTT東西は、専用線等で光ファイバの宅内工事をNTT-MEに委託して行っておりますが、弊社が宅内工事を行うときも、NTT-MEと同様、NTT東西の立会いなしでNTT東西所有の光成端盤からの自前工事を行えるよう要望いたします。

(イー・アクセス)

利用者宅内の工事であって、(株)エヌ・ティ・エムイーがNTT東日本・西日本の立会いなく工事を行っている部分については、少なくとも他事業者も同様に自前工事ができるようにすべきである。

※ 局内伝送路に関するルールについて

意見

意見19 CTFから局内側の局内ケーブルについて、NTT区間としての提供も含めていただきたい。

考え方

考え方19

○ CTFから局内側の局内ケーブルについて、NTT区間としての提供も含めていただきたいと考えます。現在、暫定的なアンバンドルの実施におけるダークファイバの提供に関して、CTFから局内側の局内ケーブルについては、他事業者設備としております。しかし、同一敷地内等複数ビル跨りやフロア跨りでの利用形

NTT東日本・西日本の局舎内ケーブルは、接続事業者の請求により設置・接続に応ずべき伝送路設備と考えられる。

態では経由ビル及びフロア毎にPOIの設置が必要となり、結果として接続形態を複雑にし運用・管理面で煩雑となる恐れがあると考えます。したがって、局内ケーブルをNTTが設置し、同一敷地内等複数ビル跨りやフロア跨りの区間についても一体として提供することができるようにするべきであると考えます。

(J T)

※ 建設費について

意見20 建設費が個別協議となっており高額となる可能性があるので、是正すべき。

○⑥ アンバンドル時にNTT地域会社で建設が伴う場合は、料金／時期等は個別協議となっており、この建設費の基準は規定されておらず、高額な費用を請求される可能性も残っております。よって、この建設費についても、LRIC等の料金算定方式を用い、非効率が含まれないものとすべきと考えます。

(MC I ワールドコム)

考え方20

工事費において個別協議となっているのは実際は工数の決定についてであり、単金の基準については接続約款に規定されている。単金の基準の在り方については、その低廉化に向けて今後も議論を続けていく必要がある。

III 指定電気通信設備の範囲の見直し

(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(第23条の2の改正)、電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件(告示案))

【電気通信事業法施行規則改正案】

第23条の2第4項

- 一 符号(電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号(以下単に「信号」という。)を除く。)、音響又は画像の交換若しくは編集又は通信路の設定(以下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であって次に掲げるもの

意見	考え方
意見21 省令案の表現の記載理由を明確にして戴きたい。	考え方21
○ 「(電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号(以下単に「信号」という。)を除く。)について、あえて記載する必要性は薄いと考えておりますが、この記載理由を明確にしていただきたいと考えます。 (J T)	本号は現行では「音声もしくはデータ等」の表現を信号を除くものとして用いているところ、他に用例のない表現でもあり、今回の機会にその意をより明確にするために表現を改めることとしたものである。

【電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件(告示案)】

次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる第一種電気通信事業者が設置するもの

(中略)

二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備であって次に掲げるもの以外のもの

- 1 指定中継交換局において設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。)
- 2 デジタル加入者回線アクセス多重化装置(国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告 G. 992. 2 Annex C に準拠する伝送方式によるものに限る。)
- 3 デジタル加入者回線信号分離装置

三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備

四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

意見	考え方
意見22-1 IPネットワークを構成するための主な設備については、非指定設備として市場競争に委ねるべき。	考え方22
○ IPネットワークを構成するための主な設備については、競争的に調達可能な装置を用い、新たに設置される設備であることから、非指定設備として市場競争に委ねるべきと考えます。 ① IPネットワークに用いる局内設備はベンダがその技術を保有し、かつ全ての事業者が競争的に調達することが可能であり、当社ビルにコロケーションが可能であることから、ボトルネック性は認められないと考えます。	――

【接続ルールの見直しの一次答申】

第3節 中継系伝送路設備等の扱い

3 考え方(2)競争的に供給が受けられるような局内設備と指定電気通信設備

- ① 但し、接続事業者がDSLサービスに際してNTT東日本・西日本の建物にコロケーションしているような、競争的に供給が受けられるようなDSLAMやルータなどの局内設備については、他事業者も容易に調達、設置できることから、設備の代替性が強いため、指定電気通信設備に含める必要はないと考える。なお、このような性格の設備の具体的な内容については、今後郵政大臣の告示により明確にする必要がある。

- ② 新しく導入する設備に対して導入前に指定設備か否かの判断を行うといった手続き等が発生することとなると、時宜を捕ら

えたサービス展開が困難になり、結果的にユーザ利便を損ねることとなります。よって、IPネットワークなどの新しいサービスに用いる設備は原則非指定設備とし、将来時点でボトルネック性が認められると明確な基準に照らして判断された場合にのみ指定設備化を検討する事後規制とすることがIT革命の推進には必要と考えます。② 新しく導入する設備に対して導入前に指定設備か否かの判断を行うといった手続き等が発生することとなると、時宜を捕らえたサービス展開が困難になり、結果的にユーザ利便を損ねることとなります。よって、IPネットワークなどの新しいサービスに用いる設備は原則非指定設備とし、将来時点でボトルネック性が認められると明確な基準に照らして判断された場合にのみ指定設備化を検討する事後規制とすることがIT革命の推進には必要と考えます。

(NTT東日本・西日本)

意見22-2 データ伝送役務の提供に利用される伝送路設備を指定電気通信設備に含むことを歓迎。

○ NTT地域会社による地域IP網は、現在の指定電気通信設備の上に構築されており、他事業者が同様のネットワーク設備を構築することは困難であり、十分なボトルネック性があると考えております。また、このサービスの性質上、市場の独占を助長する可能性が十分あり、公正競争条件の確保も困難となり得ます。このように、指定電気通信設備に別の設備を追加して実現されるサービスは、自動的にボトルネック性を持つことになると考えます。よって、この度のデータ伝送役務の提供に利用される伝送路設備が指定電気通信設備に含まれることは、大変喜ばしいことと考えております。

(MCIワールドコム)

○ データ伝送役務の提供に使用される電気通信設備を指定電気通信設備に追加することが認められたことを歓迎する。弊社が過去にも指摘してきたように、役務に関係なく東西NTTの設備にはボトルネック性が認められ、またデータ伝送役務の需要がますます増え、データ伝送役務が電気通信事業法第31条第3項に規定している「その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい」サービスになったと言えるので、当該電気通信設備を指定電気通信設備とするのは当然である。

(レベルスリー)

○ 指定電気通信設備の見直しについて

全面的に賛成いたします。

公正競争を阻害する要因は設備上のボトルネック性であり、利用目的と切り離して考えるべきことは、第一次答申が指摘するところです。

(EditNet)

意見23-1 局内設備等のボトルネック性は「加入者線のボトルネック性」とは切り離して判断すべき。

○ 指定電気通信設備であるか否かの判断は、当該設備のボトルネック性の有無により決定される旨第一次答申で明らかにされているところであります。加入者回線以外の光ファイバ設備や局内設備や中継伝送路設備等のボトルネック性の有無の判断基準について明確にすべきと考えます。

① メタル加入者線のアンバンドルは実施済みであり(光ファイバ加入者線は暫定的に実施済み)、かつ、接続ルールの整備に

考え方23

平成12年12月21日の電気通信審議会答申「接続ルールの見直しについて」(第一次答申)に述べられたとおり、「接続事業者がDSLサービスに際してNTT東日本・西日本の建物にコロケーションしているような、競争的に供給が受けられるようなDSLAMやルータなどの局内設備」は指定電気通信設備

より、他事業者の局内設備を当社ビルにコロケーションすることが可能となっております。

- ② 従って、局内設備や中継伝送路設備等のボトルネック性の有無については、「加入者線のボトルネック性」とは切り離して、アンバンドルされた機能毎に単独でボトルネック性を判断する基準が必要であると考えます。
- ③ 電気通信事業においても他の事業と同様、初期投資は不可欠であり、そのリスクを負いつつ事業を展開することが基本であります。単に初期投資に費用がかかるといった理由から、ボトルネック性を判断するのではなく、設備毎の調達やコロケーションの容易性から判断すべきであり、省令改正ではこのボトルネック性の基準が明確となるような規定を行っていただきたいと考えます。

(NTT東日本・西日本)

意見23-2 「ルータ」、「DSLAM」、「スプリッタ」は全て指定電気通信設備とすべき。

- 告示案において、上記の通り「ルータ」「DSLAM」「スプリッタ」が指定電気通信設備から除外されておりますが、これにつきましては下記の理由により、指定電気通信設備として規定していただきたいと考えます。

<理由>

- ① 「競争的に調達可能」という理由により、上記設備が指定電気通信設備から除外された場合、NTT東西より必要な情報が開示されず、またこれら設備を不当に高い料金を設定する恐れがあり、そうした場合、他事業者はコロケーションにより自社設備を設置してサービス提供を行わざるを得ません。

POI～ユーザー宅までNTT東西の設備を、他事業者がトータルで利用してサービス提供を行う形態（フレッツISDN,フレッツADSL等）が存在する限り、上記設備において「NTT設備利用（NTTサービス利用）」「自社設備利用（コロケーション）」の選択ができるようになると想えます。そのためには、競争的に調達可能不可能に限らず、上記設備を指定電気通信設備として規定し、必要な情報開示を行い、適正な料金設定をすることが必要であると考えます。

- ② また、NTT当該局舎にてコロケーション実績（DSLであれば2種による利用）がない場合、UC局やGC局であっても接続事業者設備を設置できない可能性が考えられます。この場合、NTTの上記設備を利用する以外方策はないため、上記設備について、指定電気通信設備として規定することが適切であると考えます。

(JT)

意見24 地域IP網が指定電気通信設備に含まれることは大変喜ばしいが、光ファイバ設備も指定電気通信設備とするべき。

- NTT地域会社による地域IP網は、現在の指定電気通信設備の上に構築されており、他事業者が同様のネットワーク設備を構築することは困難であり、十分なボトルネック性があると考えております。また、このサービスの性質上、市場の独占を助長する可能性が十分あり、公正競争条件の確保も困難となり得ます。このように、指定電気通信設備に別の設備を追加して実現されるサービスは、自動的にボトルネック性を持つことになると考えます。よって、この度のデータ伝送役務の提供に利用される伝送路設備が指定電気通信設備に含まれることは、大変喜ばしいことと考え

から除外することが適當である。

今回の新告示案では上記の趣旨を踏まえてNTT東日本・西日本の設置する局内のルータ、DSLAM、スプリッタのうちから除外するものを明示している。しかしながら、DSLAM及びスプリッタについて、実際に同種の設備のコロケーションが許容されない建物内に設置されていればこれら設備も端末系伝送路設備等と一緒に不可欠設備としての性質を帯びるのは当然であり、告示案第2項はその旨を規定するように改める必要がある。

考え方24

NTT東日本・西日本の光ファイバ設備（端末系伝送路設備及び中継伝送路設備）は平成9年12月24日より指定電気通信設備となっている。

ております。

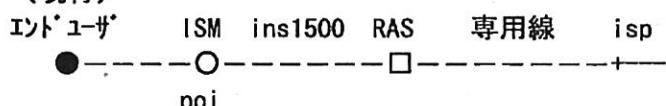
一方、旧郵政省の調査によれば、NTT 地域会社の光ファイバ設備の敷設状況は、平成 11 年度の光ファイバの占有率は、全国的には 85% となっており、既に NTT 地域会社が広範囲な地域をカバーしている光ファイバ設備を所持しております。この現状に鑑めれば、光ファイバ設備は地域通信市場でボトルネック性を十分持っております、公正競争条件も確保されることが難しい状況でもあるため、NTT 地域会社の光ファイバ設備も指定電気通信設備とするべきと考えます。

(MC I ワールドコム)

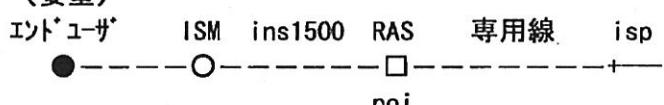
意見 25-1 地域 IP 網の RAS との接続を確保すべき。

- GC レベルで接続するフレッツ ISDN については、現在実施している ZC レベルでの接続同様 RAS までを NTT が受け持つような (RAS の出口が POI となる) 形態として頂きたい。

(現行)



(要望)



poi は、ras の外側にあり、ins1500 と ras は NTT の方で提供させる。

理由 1

需要に対して INS1500 回線が何本必要になるか不明である。

ISM からなる端末回線伝送機能 (INS1500) については、NTT の収容如何で回線が何本必要になるかがわからず、実際にやってみなければわからないという状態では、経営に与える影響が把握できない。

理由 2

地域 ISP にとって RAS は高額で負担も大きく、また ISP が個々に RAS を設置すると設備効率の面でロスが発生しやすく不経済である。

ZC レベルでの接続のフレッツ ISDN 同様、NTT が RAS を一手に引き受けた方が経済的である。

(那須インフォネット、エス・ケイ自動車、イプリオ、サンライズシステムズ、いわみインターネット、三協システム)

- 地域 IP 網のアンバンドルについて

賛成いたします。

アンバンドルが進み、各提供区間それぞれでの価格が設定されることは、相互接続の多様化によるサービス種類の拡大はもちろん、区間ごとの原価が開示されることによる接続会計のさらなる透明化が進み、事業者の側から NTT のサービスについて積極的に意見や要望を提出できるようになるという意味でも、大きな意義があると考えます。

(Edit Net)

意見 25-2 RAS を非指定電気通信設備とすべき。

考え方 25

1. 地域 IP 網の収容局における接続については、平成 11 年 11 月のフレッツ ISDN サービスの試験役務提供開始以来 1 年余に亘って実績がなかったものである。その大きな要因は、NTT 東日本・西日本において同社が収容局に設置するルータ (RAS) との接続を困難とし、ISMへの接続を 1 ユニット毎に 1.5 Mbps 単位の局内伝送路 (本年 2 月迄 1 回線月額 31,000 円) を介して行う形態に制限してきたところにあると見られる。

NTT 東日本・西日本はこうすることで収容局レベルにおけるアンバンドルを事实上困難なものとしている。これは収容局のルータが端末系伝送路や ISM 等と一体的に不可欠な設備として提供されていることを意味するのであり、これに対する接続ルールの不在の弊害も上述のとおり十分に見られるところであって、速やかに当該ルータを指定電気通信設備として指定して、アンバンドルのためのルールを整備・適用することが必要と認められる。

2. NTT 東日本・西日本において現在収容局に設置しているルータ (RAS) は、これにより利用者の加入しているインターネットプロバイダ (以下「ISP」という。) 等の事業者を認識し、その通信を、バックボーンを挟んで中継局のルータ (以下、設置場所如何に関わらず一体として便宜「終端ルータ」という。) へ交換し、終端ルータから ISP 等事業者の設備に接続している。

NTT 東日本・西日本は意見 25-2において、「他事業者の IP ネットワークとの共用」が困難であると主張している。これは RAS と終端ルータとは基本的に自社設置のものを一体として機能させるべきであることを主張している訳だが、このとおりであれば、収容局設置ルータとの接続も、典型的には、終端ルータを収容局に設置し、接続事業者の設備と既設置の RAS との間に終端ルータを介することで行われるものと見られる。結局のところ、収容局であれ

○ 収容局に設置される地域IP網のルータ（Remote Access Server）については、以下の理由から非指定設備とすべきと考えます。

①競争的に調達でき、コロケーションも可能であるにも関わらず、指定設備とされていることは第一次答申で示された設備のボトルネック性に着目するという概念と矛盾するものと考えます。

②フレッツISDNのアクセスラインは、「ISM折り返し機能」と「ISM折り返し接続機能」として、既にアンバンドル提供を行っております。その結果、他事業者も自らRASを設置することにより、最低限の投資リスクで当社と同様のサービス提供を行うことが可能あります。

③同種のルータを用いてIPネットワークを構築している中継系事業者等は、全国規模の効率的なネットワークを構築していることから、IPネットワークへの接続網はすでに激しい競争環境となっており、その中で中継系事業者等に比べ後発である地域IP網に規制を導入することは適切ではないと考えます。

④諸外国でもルータ等を用いたIP系サービスにアンバンドル提供義務を課すような規制を導入している例はなく、グローバルスタンダードから懸け離れた非対称規制となります。

⑤地域IP網のルータは、一般的に市販されている汎用品であり、NTT東西地域会社ユーザと他事業者ユーザと同じIPネットワーク上で固定的に振分ける機能がないことから、ルータそのものを標準的な接続箇所とすることは技術的に現実性がなく、標準的な接続箇所として扱うことは適切ではないと考えます。

（汎用品であるルータに対して当該機能を付与するための改造を行うことは、IPネットワークの高コスト化を招くことから現実的ではないと考えます。）

なお、ルータ（RAS）を指定設備とすることに関して、具体的には以下の問題点があります。

(A) 網機能提供計画の適用対象として技術利用の200日前開示を義務付けられた場合、ルータベンダ間の国際的な競争の結果としてもたらされる、最新かつ有用な技術をタイムリーに利用することができなくなり、ユーザニーズに対応したタイムリーなサービスの展開・サービスの高機能化・低コスト化等に影響があります。

(B) ルータ等の装置はベンダ主導で開発されたものであり、特に新機能の利用に関しては守秘義務契約等を前提とするため、機器・機能仕様の内容の公表そのものをベンダより拒否されたり、公表にあたって新たな費用負担をベンダより求められることが想定されます。ルータ等を指定設備とすることは、当社がベンダから当該装置を安定的に調達し、地域IP網を維持・運営することに支障を来たす恐れがあり、地域IP網の機器調達先であるベンダにとっても、きわめて特殊な対応を求められるというデメリットがあります。

(C) 他事業者のIPネットワークとの共用を可能とすることを目的として収容局に設置されるルータをアンバンドルすることについては、NTT東西地域会社の地域IP網に利用しているルータは汎用的なものであり、個々のダイヤルアップ呼を異なる事業者網にルーティングするという機能を有しないことから、当該機能の実現には特注仕様の新たな機器の導入（リプレース）が必要となり、地域IP網のコスト増につながることが想定されます。

(D) 結果として、NTT東西地域会社の提供するIPネットワークサービスが、“提供までに時間がかかり・料金が高い”サー

中継局であれこのRASと終端ルータによって他の事業者との接続が行われることになる。

これは、①RAS、バックボーン伝送路、終端ルータが一体として機能しており、これらが相まって②接続事業者への振り分けという接続の円滑化を考える上で根幹の機能を果たし、これによって地域IP網と接続できる事業者をNTT東日本・西日本において事実上指定し、そこへの通信の流れを左右できることを意味する。

①に関しては、終端ルータがRASとの一体性を通じて端末系伝送路設備等とも一体的に提供されていること、②に関しては、そのRAS・終端ルータが、意見30において指摘されているような接続事業者の制限が行われるのであれば、その根幹的な機能を果たすことについて留意する必要がある。

指定案ではRASを指定電気通信設備に含めることとしながら、一方で終端ルータを中継局に設置する場合には対象外としているが、上述の留意点を考慮すると不適当である。終端ルータについても、それが収容局に設置されているか中継局に設置されているかの如何に関わらず、RASと同様に指定電気通信設備に含めて、公正競争条件の整備と円滑な接続の確保のためのルールの整備を図ることが必要と考えられる。

3. また、NTT東西日本・西日本が自身のサービスにおいてバックボーン伝送機能を利用して実現している利用者向け料金において、両社が提供しているATM専用線の料金とは異なる料金体系を実現しており、これによってバックボーンにおける有効な競争が機能していないとの指摘もなされてきている。これは両端で両社のルータを介した結果と考えられ、バックボーン伝送機能の接続料においてNTT東西日本・西日本の利用者向け料金と同様の料金体系が実現されることが必要と考えられ、このことを確保する意味からも、両端のルータを同様に指定電気通信設備として扱うことが適当と考えられる。

4. 従って、指定案第2項は、他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分けの機能を有するルータ及びこれと相互に対向するルータを指定電気通信設備に含めるように改める必要がある。

5. 一方で、こういった考え方に対する反対して収容局のルータを指定電気通信設備から除くべきとする意見がある訳だがその主な論拠が、網機能提供計画の届出・公表を工事開始の200日前までに行わなければなら

ビスとなり、ユーザの利便性低下を招くだけでなく、NTT地域会社のIPネットワークをご利用いただく他事業者(ISP)にとっても魅力と競争優位性がなくなってしまうこととなります。

(NTT東日本・西日本)

- 今回の省令改正案では、地域IP網内におけるRAS(Remote Access Server)が“指定電気通信設備”に加えられております。本質的に地域IP網は、IP網の外部インターフェースであるルータを介して、そのサービスを他事業者に提供しているものと考えます。地域IP網のアンバンドル化により、このIP網の内部インターフェースであるRASが指定電気通信設備となり、複数の他事業者の通信設備が接続されるケースを想定した場合、結果として下記の問題が懸念されます。

- ① RASが指定電気通信設備として、そこに異なるベンダの装置が接続されるケースでは、サービス開始に先立ち(200日前開示義務に伴う)、接続を行う相互ベンダ間での技術的協議・検証を行う必要があるが、それぞれのベンダで日々革新していくこの分野の技術に関して、完全な整合性を求めることが困難であると考えます。
- ② また、同様にその情報開示手続きに要する時間が、市場への新技術導入へ及ぼす影響の可能性があります。

(日本ルーセント)

- 1. 「RAS(ルータ)を指定電気通信設備に追加する」ことになった場合、指定電気通信設備特有の制約が発生するものと考えます。この制約は、インターネット用通信設備の本来持つ利点であるオープン性(グローバルな技術革新との整合性やオープンなインターネットの特性)が損なわれる事につながると考えられます。インターネット技術はオープンなマーケットによる競争から革新的な技術が早いスピードで提供されてきた事に特徴があり、このメリットを世界の通信事業者がすばやくエンドユーザーへのサービス品目に反映させることにより互恵を受けて参りましたが、本電気通信設備特有の制約はこの互恵が受けられないことにつながりかねないと考えております。

2. IPネットワークを構成する「競争的に調達可能」な機器を日本国独自に指定電気通信設備化することは、本来オープンであるべきのIPネットワークの一部を規制し「市場を閉鎖する動き」として海外からの批判を受けることも予測されるとともに、市場を閉鎖することにより、との産業の国際競争力の低下につながりかねません。

3. インターネットでは、より早く、より良いサービスを市場に提供していくことで活性化されており、オープンなマーケットを前提とした競争により先端技術が次々に開発されています。このような動きは、インターネットユーザが様々なサービスを享受できるばかりでなく、ユーザへサービスするISP事業者も様々な差別化を考えいくものと考えます。このような日進月歩の変革の中では、「指定電気通信設備」の開発前の情報開示などを行うことは困難であると考えます。このことは、開示できる古い技術情報を基にしたサービスしか開始できないものとなり、インターネット利用が減速してしまう可能性があると考えております。

4. 地域IPは、本来オープンであるインターネット接続されるものと考えており、RASを「指定電気通信設備」化して、閉鎖された仕様にすることは、オープンなインターネットとの接続を妨げる可能性があると考えております。

なくなることで新技術の早期導入による新規機能及び新サービスの早期提供に支障が出ることが懸念されることにある事実にも配慮する必要が認められる。網機能提供計画の制度については「接続ルールの見直しについて」の諮問において検討が行われている途中にあり、上記検討が終了するまでの間は当分の間、ルータを網機能提供計画の対象外とするよう省令において規定を設けることが適当と考えられる。

(シスコシステムズ)

- 1. RAS (ルータ) が指定電気通信設備になった場合、そのサービスを利用する他の事業者も同等の条件を受けることになるものと考えます。その場合、「現行のアンバンドルサービス」の利用を検討している事業者も、指定電気通信設備として RAS (ルータ) を設置する必要性が生じることから、再検討を余儀なくされることが考えられます。
- 2. 指定電気通信設備としての制約から、その制約の為の機能開発コストが必要になることや、市販製品としてのバージョンアップの柔軟性が失われるということが起こりうるものと考えております。
- 3. IP ネットワークの大きな特性に、ルータなどの「競争的に調達可能」な製品を組み合わせることにより、さまざまなビジネス形態のネットワークサービスを柔軟に提供できるというものがあります。その一部のビジネス形態において、その柔軟性を制限することは、IP ネットワークの有益性を損なうことにつながると考えられます。

(シスコシステムズ)

意見 26 告示案の第 2 項はネガティブリストではなく、ポジティブリストの形式とすることが望ましい。また、非指定電気通信設備の範囲を拡大して戴きたい。

- 今回の告示改正案のように、現に NTT 東西地域会社が設置する電気通信設備に対してネガティブリストの形式で規定した場合には、以下のような問題があると考えます。

- ① NTT 東西地域会社が、新規サービスを提供する毎に、当該ネットワーク設備が指定電気通信設備か非指定電気通信設備か判断し、非指定電気通信設備の場合には告示等を変更していく必要があります。
- ② これにより、市場競争が進んだ分野であるにもかかわらず、NTT 東西地域会社がサービス開始する場合のみ、行政手続きにかなりの時間がかかり、結果としてユーザへ提供まで時間がかかることとなってしまいます。
- ③ また、NTT 東西地域会社は網機能提供計画の適用を前提にサービス開発を検討せざるを得なくなり、結果として、最新かつ有用な技術をタイムリーに利用することが難しくなり、サービスの高機能化・低コスト化等に影響が出ることとなります。
- ④ 告示等の変更に伴い、競争他事業者からパブリックコメントを求めるのでは、設備のボトルネック性の議論よりも、サービスの正当性といった議論となることが想定され、結果的にユーザ不在の議論となることが想定され、本来の趣旨から外れてしまうこととなります。上記の問題を解決するためにも、“設備のボトルネック性”的考え方を省令等で明確にすべきと考えております。具体的には告示案の第二号で、非指定電気通信設備とするものとして、現に NTT 東西地域会社が設置する電気通信設備に対してネガティブリストの形式で規定されておりますが、メディアコンバータ（光信号や電気信号の変換装置）、WDM（波長多重装置）、OADM（WDM で多重された任意の波長を入出力できる装置）など今後 NTT 東西地域会社のネットワークで使用する可能性がある設備は多種多様と考えられることから、告示への記載は指定設備に該当するものだけ具体的に限定列挙する方法（ポジティブリスト）が望ましいと考えます。

(NTT 東日本・西日本)

- 今後新サービスに係り収容局に設置されるルータのうち、競争

考え方 26

現在の収容局のルータのように端末系伝送路設備等との一体性が維持されている場合には、新規の設備であってもこれが「競争的に供給が受けられるような」ものとは言えないことから、これを原則として指定電気通信設備ではないとして「ポジティブリスト」方式の扱いとすることは、現時点では弊害が大きいと考えられる。

但し、不可欠性のないことが明白であるような新規の設備を指定電気通信設備から除外することに時間がかかるようでは NTT 東日本・西日本のサービスの円滑な提供に支障が生じる虞もあることから、このようなものについては、改正告示について手続を適宜簡便なものとすること等により敏速な対応を行うことが必要である。

的に調達でき、コロケーションも可能である設備については、『接続ルールの見直しの一次答申』の考え方にも沿っていることから、明示的に非指定電気通信設備として扱っていただくようお願いいたします。

また、例えば、電気通信事業法第50条に定める技術基準適合認定をうけた、所謂開放されている端末設備を交換等設備に用いる場合が想定されますが、開放されている端末設備については容易に調達、設置できることから、そのような電気通信設備については非指定電気通信設備と明確に規定していただきたいと考えます。

(NTT東日本・西日本)

IV 地域IP網に関するルール整備

(接続料規則の一部を改正する省令案(第4条の表3の2項及び6の2項の改正)

【接続料規則改正案】

第4条

三の二 端末系ルーティング機能

意見	考え方
意見27 端末系ルーティング機能は接続料規則に規定すべきではない。	考え方27
<p>○ 事業法施行規則は第二十三条の四 7号に対する弊社意見に述べたとおり、ルータ収容局に設置される地域IP網のルータ(Remote Access Server)については非指定設備とすべきであり、端末系ルーティング機能を接続料規則に規定すべきではないと考えます。</p> <p>なお、仮に当該ルータの接続料を算定する場合は、現在当社の地域IP網で利用しているルータが技術的に当社のネットワークと接続事業者のネットワークとで共用することができず、接続事業者専用のルータを準備しルータ1台単位の料金となることから、他事業者が自ら設備を調達し、NTTビルにコロケーションすることが可能となっている現状からすると、ルータの指定設備化は他事業者の投資リスクのNTT東西への転嫁であり、インターネット分野における競争阻害になると考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	(考え方25に同じ。)

【接続料規則改正案】

第4条

六の二 バックボーン伝送機能

意見	考え方
意見28-1 バックボーン伝送機能を接続料規則に規定すべきではない。	考え方28
<p>○ 当社の地域IP網の局間伝送路をバックボーン伝送機能とすることについては、光ファイバのアンバンドル提供、通信路設定機能や端末間伝送等機能の提供、コロケーションの提供、ルータや伝送装置等が一般的の市場で調達が可能、という条件が整っているため、他事業者は弊社と同等の条件で局間中継網を構築可能であります。今回のバックボーン伝送機能はアンバンドル提供している機能を組み合わせた局間伝送網であることから、あえてバックボーン伝送機能を設定する必要性はないものと考えます。</p> <p>従って、バックボーン伝送機能を接続料規則に記載すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	昨暮の電気通信審議会「接続ルールの見直しについて」(第一次答申)において提言されているとおり、NTT東日本・西日本の地域IP網を提供するサービスにおいて利用される、バックボーン部分については、「バックボーン伝送機能」としてアンバンドルし、その機能について公正競争条件を確保できる適切な接続料の設定が必要である。
○ バックボーン伝送機能自体は接続料規則で規定すべきものではないと考えます。	
<p>現在は地域IP網の伝送路はATMメガリンクサービスの設備を利用していることから、当該機能の料金については、端末間伝送等機能で既に提供済みであります。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	
意見28-2 地域IP網の接続料はフレッツADSLの地域IP網部分以下の料金が設定されるよう要望。	
○ 地域IP網の接続料は、フレッツADSLの地域IP網部分と同等以下の料金でアンバンドルして利用できるよう要望いたします。具体的には、その料金はフレッツADSLの4,600円	

とADSL接続サービスの3,800円の差額である、800円となると理解しております。
(イー・アクセス)

意見29 地域IP網のアンバンドルは望ましいが、LRICの適用が議論されていない。この適用について議論が行われるべき。

○ 接続料金の算定方法につきましては、指定電気通信設備でもあるため、事業者の非効率を排除するLRICを導入すべきと考えます。
(MCIワールドコム)

○ 東西NTTの地域IP網をアンバンドルし、接続料について指定電気通信設備に係る接続約款に規定されるのは望ましいことである。これによって他事業者が東西NTTの地域IP網のアンバンドル要素に公正な条件で接続することができ、地域IP網での競争が進展し、ひいては日本のブロードバンドサービスも発展すると考えられる。1996年米国通信法251条でも、既存地域通信事業者(incumbent local exchange carriers)には、アンバンドルされたネットワーク要素への非差別的なアクセスを他事業者に提供することが義務づけられているが、IP網とPSTNを区別していない。

しかし、今回アンバンドルされる端末系ルーティング機能とバックボーン伝送機能の接続料について、長期増分費用方式が適用されない。また、長期増分費用方式を適用すべきかどうかについて議論さえも行われていない。他のアンバンドルと同じく、アンバンドルされた地域IP網についても長期増分費用方式に基づいて接続料を算定すべきだと弊社は考える。長期増分費用方式の適用について早急に議論し、長期増分費用モデル研究会でモデルを検討すべきだ。この時、端末系ルーティング機能とバックボーン伝送機能のみでなく、すでにアンバンドルされていた機能であるISM折返し機能や端末回線伝送機能についても長期増分費用方式の導入について議論し、モデルの作成を始めるべきだ。

(レベルスリー)

考え方29

地域IP網で利用される機能へのLRICの適用については、長期増分費用モデルの見直しの議論等を踏まえて検討される必要がある。

その他

意見

考え方

意見30 地域IP網との接続はISP以外の事業者についても認めるべき。

○ 現在のNTT地域会社は、「地域IP網」との接続につき、ISPにのみ接続を許可しており、ISP以外の通信事業者が接続することを拒絶しております。この度、「地域IP網」が指定電気通信設備となれば、ISP以外の通信事業者も「地域IP網」へ接続が可能となるべきと考えております。仮に、この接続をISPに限定する場合は、相互接続で事業者を差別していることにもなり得るため、このような規制は禁止すべきと考えます。
(MCIワールドコム)

考え方30

地域IP網との接続は、全ての電気通信事業者に対してその請求に応じるべきことは当然である。

V その他「接続ルールの見直しについて」第一次答申の内容に関する意見

意見	考え方
<p>○ 電気通信事業者以外も含めて光ファイバの設備提供者は増加傾向にあり、設備ベースの競争が既に始まっている現状を勘案すれば、非規制として競争の進展を注視するに止めるべきであり、既に全国的な整備が完了しているメタル設備と同等の指定電気通信事業者規制を光ファイバ設備に対して課すべきではないものと考えます。</p> <p>従って、光信号端末回線伝送機能を接続料規則に記載すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>光ファイバ設備に関しては、電気通信審議会の「接続ルールの見直しについて」(第一次答申) (平成12年12月21日)における提言を踏まえて措置していくことが適当と考えられる。</p>
<p>○ 電気通信事業者以外も含めて光ファイバの設備提供者は増加傾向にあり、設備ベースの競争が既に始まっている現状を勘案すれば、非規制として競争の進展を注視するに止めるべきであると考えます。</p> <p>従って、光信号中継伝送機能を接続料規則に記載すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	
<p>○ 弊社としては、光ファイバ設備のアンバンドル提供に関わる料金については、市場価格をベース（市場価格がない地域はコスト（実績価格）をベース）とした料金を原則とする考えです。これにより、競争状況も勘案した料金設定（将来的には地域別料金を含みます）とすることで、設備投資インセンティブが確保されるべきであると考えます。</p> <p>従って、光信号端末回線伝送機能及び光信号中継伝送機能は芯線単位の料金とするよう考えておりますが、弊社が競争状況も勘案した料金設定（将来的には地域別料金を含む）ができるよう接続料規則への記載は不要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	
<p>○ (a) 提供区間としては、既設ケーブルのみでなく、当然のことながら新設ケーブルについても提供の対象になると認識しております。これについては、平成12年12月21日「接続ルールの見直しについて」の第一次答申（下記参照）において言及されているとおり実施されるべきであると考えます。</p> <p>(b) また、端末系・中継系のダークファイバについて、現状の設備に空きが無かった場合においても、下記答申④(7)と同様に位置付け、他事業者の接続要求に基づき光ケーブルを新設し提供するよう運用していただきたいと考えます。</p>	
<p>第II章第2節 光ファイバ設備の扱い</p> <p>3. 考え方</p> <p>(3) <u>光ファイバ設備を接続の為に設置する義務について</u></p> <p>②一般論で言えば、光ファイバ設備が既に存在する場合には、接続請求に応じる義務があり、光ファイバ設備が存在しない場合にはそのような義務はないと考えることが妥当である。</p> <p>③これをNTT東日本・西日本を念頭において詳述すると、光ファイバ設備のうち中継伝送路設備（交換等設備が設置されている建物同士の間に設置される伝送路設備）については、NTT東日本・西日本においては既に全国で敷設が行われていることから、基本的には全国で接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。</p>	

④また、光ファイバ設備のうち端末系伝送路設備については、

(7) 既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域(例えば饋線エリアに光ファイバが既に設置されているエリアのように、2週間程度で必要な光ファイバ設備の対応を行い得る地域)においては、光ファイバ設備への接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。

(4) 他方では、端末系伝送路設備である光ファイバ設備は敷設の途上にあることから、既に全国で敷設が行われているメタル設備とは異なり、地域によっては、光ファイバ設備の即応が出来ない地域(饋線点までの光ファイバが敷設されていないために、NTT東日本・NTT西日本において新たな敷設工事を行うため短期間での対応が困難な地域)も存在する。

このような地域においては、接続請求に応じる義務において即応可能な地域とは異なった扱いとすることが適当である。

例えば、このような地域で2週間以内での即応を義務付けたり、これに伴う工事費などの適正な費用回収を認めない接続請求に応じる義務を課すことは妥当性を欠くと考えられる。

(J T)

- 今回接続料規則が改正されることによって、同規則第4条の機能区分に「光信号端末回線伝送機能」及び「光信号中継伝送機能」が追加され、東西NTTの光ファイバ設備がアンバンドルされてダークファイバの接続が接続料ベースで可能になるのは歓迎する。だが、接続料規則第5条が改正されないことから、端末系・中継系どちらのダークファイバとの接続料についても長期増分費用方式は導入されることになっているようだ。接続ルールの一次答申(P.21)では、光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について、「②光ファイバ設備については、中継伝送共用機能には平成12年度より長期増分費用方式が適用されることとなっているものの、中継伝送専用機能及び端末系伝送路設備については適用が行われないことと整理されている。・・・長期増分費用方式の適用が行われない部分については、少なくとも当面は、透明な手続の中で、実際費用方式による適正な原価算定をおこなうこととする。・・・」とされている。弊社は、ブロードバンドサービスの普及を促進するためにも光ファイバの敷設コストはできるだけ低くするのが適当と考えるが、そのためにも、光ファイバ敷設にかかる非効率性を排除するために、光ファイバ設備のアンバンドルされた機能について、いずれの機能にも長期増分費用方式を導入すべきだと考える。

重要なのは、既存インフラを効率的に使えるようにし、また新しいインフラへの投資を効率的に進めるために、ネットワーク要素を「建設」するか「購入」するかを、事業者が経済性をみて判断できるようにしなければならないと認識することだ。ネットワーク要素をアンバンドルして使えるようにし、かつこれら要素の料金を将来志向的なコストに基づいて設定させるような制度改革をして初めて、事業者はこのような経済性に基づく判断ができるようになる。それまでは、「建設か購入か」新規事業者は決めることができず、競争を促進するという光ファイバ設備のアンバンドルという新しい制度の目的はなかなか達成されないだろう。したがって、早急に長期増分費用モデル研究会でモデルを作成して、端末系・中継系を問わず、ダークファイバの接続についても長期増分費用方式を導入すべきである。

(レベルスリー)

- 局間ダークファイバの接続料については、L R I C でも検討していることから、長期増分方式を適用していただけるよう要望いたします。

(イー・アクセス)

- ② 本来、同アンバンドルは光ファイバ回線（芯線）のアンバンドルであるため、アンバンドルの料金は、提供区間の種別により料金が変わることではなく、全ての区間で同じ料金単位であるのが当然であるにもかかわらず、中継系伝送路設備は、100円／芯・年・mに対し、端末系伝送路設備は、7,898円／芯・月と違う料金を設定しております。これは、算定根拠が不明であり、かつ、これに加えて非効率が含まれている可能性を否定できないと考えます。欧米では、アンバンドル要素の料金算定には、LRIC が用いられており、非効率を含まない適正なものであることが前提となっております。まず、NTT 地域会社が料金の算定根拠を明確にするためにも、LRIC をアンバンドルにも適用すべきと考えます。

(MC I ワールドコム)

- ルータや DSLAM のような設備を一律に非指定電気通信設備とした場合、指定電気通信設備の間に非指定電気通信設備が介在し、接続のみでの提供が事実上不可能となることから、接続事業者にとって非効率な接続形態をとることとなり、料金設定面等でお客様の利便性を欠くことにもなりかねません。

有効に東西 NTT 地域会社のネットワークを活用し、円滑に接続を行うことためには、個々の設備毎に指定、非指定を判断すべきではなく、当該役務提供に必要なアンバンドル設備全体を一括で扱うべきと考えます。

(KDDI)

(KDDI 平成 12 年 10 月 23 日付の意見との一貫性を欠いている。)

